

高槻市余裕期間制度活用工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、工事着工前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間を設定する工事の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 余裕期間

契約締結日から工事着工日の前日までの期間

(2) 実工期

工事着工日から工事完成期限までの期間

(3) 全体工期

余裕期間と実工期を合わせた期間

(対象)

第3条 入札に付する予定価格200万円を超える建設工事で、発注者が必要と認めるものとする。

(余裕期間制度の方式)

第4条 余裕期間制度の運用については、以下の2方式から発注者においていずれかの方式を選定する。

(1) 発注者指定方式

発注者が工事着工日及び工事完成期限を指定する方式

(2) 任意着手方式

発注者が示した工事着工期間までの間に受注者が工事着工日を設定する方式

(余裕期間の設定)

第5条 余裕期間は、実工期の30%を超えず、かつ、60日を超えない範囲で設定すること。

2 任意着手方式の場合、受注者は、契約締結時までに工事着工日届出書（様式1）を発注者に提出すること。

(余裕期間内の取扱い)

第6条 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）を配置することを要しない。

2 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできるが、測量、現場への資材の搬入、仮設物の設置、現場事務所の建設、工事の着手を行ってはならない。

(入札公告等への記載事項)

第7条 余裕期間を設定する工事においては、入札公告等に次の事項を記載するものとする。

- (1) 余裕期間制度活用工事であること
- (2) 実工期
- (3) 余裕期間内は、技術者等の配置を要しないこと
- (4) 前金払は工事着工日以降に請求を行うこと

(契約保証の期間)

第8条 契約締結日から工事完成期限までの全体工期とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。